

(注) この申立書は児童扶養手当・児童育成手当を受給していない方が、家庭状況の事実についての申し立てに用いるものです。  
児童扶養手当・児童育成手当を受給されている方は、この申立書を提出する必要はありません。

## ひとり親世帯申立書

江戸川区長 殿

保育園等の入園・在園に関し、家庭状況について、次のとおり申し立てます。

住 所	江戸川区	丁目	番	号
児 童 氏 名	ふりがな	生年月日		
保 育 施 設 名	( 申込中 ・ 在園 )			

ひとり親の理由	死別 :	年	月	日	死去	
	離婚 :	年	月	日	離婚	
	離婚調停または 離婚裁判中 ↓ 別居・別世帯となっている期間 :	年	月	日	から	現在
		年	月	日	から	現在
	拘禁 :	年	月	日	から	現在
	↓ 収容施設 :	( 留置場 ・ 拘置所 ・ 刑務所 )				
未婚(婚姻した事がない)						
児童扶養手当・児童育成手当を受給していない理由	本人または同居する親族の所得が所得制限を超えているため					
	その他( )					
同居者の有無	無(母子・父子のみ)					
	有	親族と同居(祖父母等)		その他の者と同居(関係: )		
生計状況(収入) 該当するものすべてにチェックをしてください。	自身の収入で生活		祖父母からの援助等			
	児童の父・母からの援助		その他( )			
健康保険	申立人	社会保険 本人	社会保険 家族( 配偶者 ・ 祖父母 )			
		国民健康保険	その他( )			
健康保険	児 童	父 ・ 母 の社会保険	国民健康保険	その他( )		
その他申立事項						

以上、相違ありません。

事実と異なることが発覚した場合には、保育園申込取消または保育園利用の実施解除(退園)、保育料の差額遡及支払いが発生することに異存ありません。

また、状況が変わった際には、速やかに江戸川区子ども家庭部保育課保育係に申し出ます。

年 月 日 保護者(申立人)氏名 自署

- ひとり親の認定については、申立書の内容、証明書類、ご本人への聞き取り等により、総合的に勘案して区が判断します。
- 離婚後、離婚調停中等であっても、住民票が同居所の場合は、原則として、ひとり親とみなしません。
- 未婚とは、婚姻をしたことがないことをいいます。
- 離婚または未婚であっても、内縁者(\*)がいる場合は、原則として、ひとり親とはみなしません。  
\* 「同居所・別世帯」または「別住所」を含みます。

主管課記入欄

状況		申立側	相手側
・ 裁 判	離婚 調停 あり	受任証明	受任証明書 + 期日通知書
	離婚 調停 なし	事件係属証明書	期日通知書
	調停不成立	調停不成立証明書	
	住民票が同一	受任証明(理由の記載あり)	
死別		戸籍謄本	その他( )
離婚		戸籍謄本	離婚受理証明書 その他( )
未婚		戸籍謄本	その他( )
拘 禁	留置所・拘置所	拘禁証明書	受理番号
	刑務所	在監証明	
備考			